

一般財団法人日本救急医療財団  
災害時広域医療搬送支援事業委員会規程

(総則)

第1条 一般財団法人日本救急医療財団定款第49条の規定に基づき、災害時広域医療搬送支援事業委員会規程を次のように定める。

(設置及び目的)

第2条 本財団に、災害時等における傷病者の広域医療搬送を支援する事業（以下「災害時広域医療搬送支援事業」という。）に関する事項を調査審査し、事業の円滑な実施に資するため、災害時広域医療搬送支援事業委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、理事長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし再任はさまたげない。ただし、任期は原則として3期までとし、補欠の委員の任期は、前任者又は現在者の残存期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員のうちから理事長が指名する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ理事長が指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第5条 委員会に、事業部会及び審査部を置き、委員会の事務を分担処理する。

2 事業部会は、災害時広域医療搬送支援事業の計画及び実施に関する事項を処理する。

3 審査部は、災害時広域医療搬送支援事業の協力協定を締結する企業の資格審査及び選定に関する事項を処理する。

4 専門の事項を調査審議するため、必要があるときは、部会に専門委員若干名を置くことができる。専門委員は、学識経験のある者のうちから理事長が委嘱し、当該専門事項の調査審議が終わったときは、退任するものとする。

5 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

6 部会長は、委員長をもって充て、各部会の事務を掌理する。

(会議)

第6条 委員会及び部会は、必要に応じて委員長が召集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な細則は、理事長が別に定めることができる。

(施行期日)

第9条 この規程は、平成11年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成17年11月15日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成24年 4月 1日から施行する。